

田上町サル追い払い器具購入補助金の交付について

1.目的

田上町ではサルによる農作物の被害が相次いでいます。サルは群れで行動する動物です。サルが出たら人間側もできるだけ複数人で追い払いをすることが有効です。また、サルは追い払いをしない人がいると人は怖くないという学習をしてしまうため、地区全体で追い払いの活動を行う必要があります。そのため、町ではサルによる農作物の被害の防止を図るため、追い払いを行う地区に対して、追い払い器具（エアソフトガン）を購入する費用を補助します。

2.補助の内容

主な補助の内容は下記のとおりとなります。

- ・ 追い払い器具本体及び付属品の購入費用
（球などの消耗品は対象外）
- ・ 補助金額は補助対象経費の3分の2の額で上限額2万円
例：3万円分の器具購入の場合2万円補助

※追い払い器具に指定はありませんので、地区で選定してください。



参考：町で使用している追い払い器具

3.補助金の交付申請方法

補助金の交付を受ける地区は、以下の書類の提出が必要となります。

必要書類

- 1.田上町サル追い払い器具購入費補助金交付申請書(様式第1号)
- 2.追い払い器具購入代金の領収書または購入の事実がわかる書類の写し
- 3.購入した追い払い器具の写真
- 4.追い払い器具使用に係る確約書(様式第2号)



補助金の交付が決定した場合、田上町サル追い払い器具購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知され、補助金が交付されます。

4.補足

追い払い器具の使用にあたっては以下の事にご留意ください。

1. 使用区域への周知、安全対策及び追い払い器具の管理は、所有する地区が行う。
2. 追い払い器具はサル追い払い活動にのみ使用する。
3. 追い払い器具使用中に第三者への被害等の紛議が生じた場合は、地区にて対応する。

追い払いを地区全体で行うことでサルによる農作物被害を防いでいきましょう。

※予算には上限がありますので、希望される地区はお早めにお申し込みください。

【問合せ】 田上町産業振興課(農林係)
☎0256-57-6225